

令和6年1月30日招集

第8回

定例総会議事録

加茂市農業委員会

第 8 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和6年 1 月 30 日午後3時 30 分から下記議案審議のため第 8 回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

第 19 号議案 農地利用集積計画に対する可否決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 長谷川正典 君	2番 木村雅一 君	3番 小池俊木 君
4番 西村修市 君	5番 今井和幸 君	6番 梅田守康 君
7番 坂内長市 君	8番 坂上辰彦 君	9番 小林裕一 君
10番 近藤サチ子 君		12番 中野良一 君
13番 諸橋利彦 君	14番 飯岡佐治雄 君	15番 佐藤愛子 君
		18番 田澤淑子 君
19番 加茂重夫 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

11番 浅川和夫 君	16番 山田喜良 君	17番 吉村陽介 君
------------	------------	------------

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 坂上嘉一郎 君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久 君
須田1番 小林 健 君	須田2番 高橋正明 君	

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 太田 憲之 君	次長 大竹 久範 君
------------	------------

議長(加茂重夫君)

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
皆さん新年あけましておめでとうございます。また本年もよろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。

報告いたします。

本日欠席の通告がありました農業委員は、11番浅川和夫君、16番山田喜良君、17番吉村陽介君であります。

ただ今の出席農業委員数は、16名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第8回定例総会を開会いたします。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、18番田澤淑子君、1番長谷川正典君を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第19号議案

「農用地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

【議案19号朗読後説明】

別冊の「農用地利用集積計画令和6年2月13日公告」の内容につきましては、次のページから各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第19号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。また、参考資料2の3ページの(2)所有権移転関係は農地移動適正化あっせん事業によってあっせん委員から結び付けていただき成立した売買となります。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全部終了いたしました。

(議案審議終了 午後3時42分)

これより、「報告案件」をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい。事務局長太田です。議案書の2ページをお願いします。

【報告第1号朗読】

これは、法務局に農地から農地以外の地目に変更する登記申請が行われた際に、農地転用の許可の有無及び転用事業の実施状況について不明瞭な部分があった場合に、登記官から農業委員会に対し照会が行われるものです。農業委員会に登記官からこの照会があった場合は、農業委員等と事務局職員で現地調査を行い、照会から回答までの期限が2週間以内とされているため、総会の開催日程の都合等により適時に行なうことができない場合は、事務局長が法務局へ調査結果を報告することが通例となっています。

この度の12月14日付けで登記官から照会があり、12月27日に坂上農地部会長、飯岡農地部会長代理、近藤委員から調査を行っていただき、事務局長名で調査の内容を報告しました。

それでは、調査及び法務局への報告の内容についてご報告いたします。配布してある報告第1号関係資料「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する報告書」の1ページをご覧ください。登記官から来た照会書です。法務局への地目変更登記申請は、1筆の地目を田から宅地に変更するという内容で行われたものです。法務局からの照会事項は下記の1から4までのとおりです。2ページの位置図をご覧ください。照会のあった土地は、寿町の■■■■■近くに所在しております。3ページの更正図をご覧ください。照会のあった土地は斜線で表示した部分となります。4ページは現地調査で用いた調査表です。現地は住宅が建築されており、調査員から非農地であることを確認いただきました。照会のあった土地は、転用許可が昭和44年5月26日に出ておりました。5ページが現地調査の結果を法務局に報告した内容です。法務局へは照会のあった土地は住宅が建築されていたことから非農地として報告しました。

【報告第2号朗読】

【報告第3号朗読】

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

報告第1号については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

8 番(坂上辰彦君)

8番 坂上辰彦委員。

8番坂上です。

それでは、報告第1号関係資料の5ページに調査表がありますのでご覧ください。調査は、12月27日に、飯岡委員と近藤委員と行ってきました。

登記官から照会のあった土地は、[REDACTED]付近の住宅街にあり、転用許可が出ているとおりに住宅が建築されていました。

調査で確認した現況から照会のあった土地については、非農地であり宅地であると報告することと判断してまいりました。

以上であります。

議 長(加茂重夫君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。

次に、「事務報告」をお願いいたします。

令和5年12月27日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。

【議案11 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第8回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午後3時57分)

令和 年 月 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

18 番 委 員

.....

1 番 委 員

.....